

次のとおり一般競争入札を行うので、徳島市契約規則（平成 3 年徳島市規則第 5 号）第 3 条及び第 5 条の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 9 日

徳島市長 遠 藤 彰 良

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 北島田保育所仮園舎賃貸借
- (2) 業務内容 別紙「北島田保育所仮園舎賃貸借仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

### 2 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する法人であること。（個人での参加はできない。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申立てをしていない者
- (3) 公告の日から開札執行までの間において、本市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
- (4) 県内に本社、支店又は営業所を有する企業であること
- (5) 県内において一級建築士事務所登録を有すること
- (6) 直近 5 年以内に自治体において、仮設建築物賃貸借に係る業務を行った者
- (7) 徳島市の物品・役務関係の登録業者名簿に登録された者、又は、登録されていない法人で、納税証明書、登記事項証明書等の書類を提出し、市長が参加を認めた者であること

### 3 入札参加資格審査

#### 申請書類等の審査

この一般競争入札への参加を希望する者は、次の【提出書類】アからケまでの書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。また、提出書類のうち、証明関係書類については、申請日前 3 か月以内に発行されたものに限る。

なお、入札参加資格を審査するため、提出書類以外に書類の提出を求めることがある。

## 【提出書類】

- ア 入札参加申請書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 使用印鑑届（様式3）
- エ 印鑑証明書（原本）
- オ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- カ 納税証明書
  - a 法人税・消費税及び地方消費税<その3の3>の納税証明書（写し可）
  - b 法人市民税の納税証明書（写し可）（徳島市税を課せられている者のみ）
  - c 固定資産税の納税証明書（写し可）（徳島市内に在る本店及び支店が課税されている場合のみ）

各証明書は直近2年以内のものとする。ただし、本市総務部契約監理課の最新の登録業者名簿に掲載されている場合はウからカまで省略することができる。また、その登録業者名簿において既に委任状提出済の場合、イとケについては委任された受任者名とその届出印を記入することとする。

- キ 一級建築士事務所登録証（写し）
- ク 業務実績書（様式4）

直近5年以内の自治体における、仮設建築物賃貸借に係る業務の受託実績を確認できる書類を添付すること。
- ケ 委任状（様式5）

受任者を設定する場合のみ。

## 【受付期間】

公告日から令和8年6月25日（木）午後5時まで（必着）

## 【提出方法】

提出は土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時までの間に(2)の提出先まで持参、または郵送（書留郵便に限る）すること。なお郵送の場合は期限までに必着のこと。

### (1) 申請に係る費用

申請書類の作成及び提出にかかる費用は、すべて申請者の負担とする。

### (2) 提出先

〒770-8053 徳島市沖浜東2丁目16番地（ふれあい健康館3階）  
徳島市子ども未来部子ども政策課

## 【入札参加資格の審査の結果】

入札参加資格の確認の結果は、令和8年7月3日（金）までに、入札参加資格申請者の担当者宛てに通知する。

入札参加資格を認めなかった入札参加希望者には、理由を付して通知する。

#### 4 資料の公開及び期間

- (1) 公開場所 徳島市ホームページ

入札・契約情報→入札情報（業務委託・役務の提供・売払い等）→一般・指名競争入札情報→北島田保育所仮園舎賃貸借に係る入札の実施について

- (2) 公開期間 公告日から令和8年7月8日（水）午前10時まで

#### 5 入札に関する質疑及び回答

- (1) 受付期間 公告日から令和8年6月15日（月）正午まで

- (2) 提出方法 問い合わせおよび書類提出先の電子メールアドレスに質疑書（様式自由）を添付し、電子メールの件名を「北島田保育所仮園舎賃貸借質疑」とし、送信すること。なお、質疑の内容について不明な点がある場合には、担当部局から電話で問い合わせることがあるため、その旨留意すること。

- (3) 回答方法 令和8年6月24日（水）午後5時までの間に、徳島市ホームページにて公開する。

#### 6 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月8日（水）午前10時

- (2) 場所 徳島市沖浜東2丁目16番地 ふれあい健康館3階 センター会議室

#### 7 本入札の執行に参加することができない者

- (1) 入札参加資格を認められなかった者

- (2) 公告の日から開札執行までの間において、本市の指名停止措置を受け、または指名を回避されている期間のある者

- (3) 本公告の定める手続きに違反した場合

- (4) 公告の日から開札執行の日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

- (5) 入札参加に対して社会通念上失格にあたる事由があった場合

- (6) その他特別の理由により、市長が入札に参加することが適当でないと定める事項に該当する者

#### 8 入札の方法

- (1) 入札者は、原則として入札執行日時に入札執行場所に出席して行うこと。

郵便による入札は認めない。

- (2) 本市の指定した入札書を用いること

- (3) 入札書に記載する金額は、契約期間中における総価とする。なお、落札決定に当た

っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

## 9 入札の無効

- (1) 徳島市契約規則第13条各号のいずれかに該当するもの、入札説明書で定める事項に違反するもの及び入札書又は委任状に不備があるものに係る入札は無効とする。
- (2) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する者、徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けている者又は徳島市の指名停止若しくは指名回避の措置を受けている者のした入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定する。
- (2) 開札の結果、落札となる価格の入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに再度入札に付するものとする。
- (3) 再度入札をするときは、再度入札の執行を宣言し、前回有効な入札の最低入札価格を告げるとともに、当該最低入札価格未満の額で入札するよう注意を喚起するものとする。
- (4) 再度入札の回数は、2回まで（最初の入札を含めない）とする。ただし、再度入札において入札者が1者の場合は、再度入札は実施しないものとする。
- (5) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約の協議を行うことができる。

この場合において、最初入札に付したときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

- (6) 入札執行日における入札参加者が1者のみである場合には、1回のみ入札とし、(4)に定める再度入札は行わないこととする。この際、落札となる価格の入札がないと

きは、(5)に定める手続きによるものとする。

## 11 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、徳島市契約規則第8条（第2号該当）の規定により免除する。

契約保証金は、徳島市契約規則第31条（第8号該当）の規定により免除する。

### (2) 契約書作成の可否等

契約締結に当たっては、契約書を作成する。

### (3) 契約手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (4) 入札の辞退

入札を辞退する場合は、速やかに文書にて入札辞退届（様式6）を届け出ること。

### (5) 再委託の禁止

第三者に対し、業務の一部若しくは全部の実施を委託し、請け負わせることはできないものとする。ただし、書面で本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

### (6) 提出された書類等は返却しない。

## 12 問い合わせ及び書類提出先

〒770-8053 徳島市沖浜東2丁目16番地（ふれあい健康館3階）

徳島市子ども未来部子ども政策課

TEL 088-621-5244 / FAX 088-621-5036

E-mail : [kodomo\\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp](mailto:kodomo_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp)

以上